

資料4

令和6年御殿場市議会9月定例会議案資料 (新旧対照表)

件 名	頁
議案第39号関係資料	1
議案第40号関係資料	7
議案第41号関係資料	8

御 殿 場 市

議案第 3 9 号関係資料

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新								
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) 【略】 (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (個人番号の利用に係る事務) 第 4 条 【略】 2 【略】 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度において<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 【略】 別表第 1 (第 4 条関係) <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>市長</td><td>御殿場市身体障害者及び高齢者住宅改造費助成事業実施要綱 (平成 1 1 年御殿</td></tr></table>	機関	事務	市長	御殿場市身体障害者及び高齢者住宅改造費助成事業実施要綱 (平成 1 1 年御殿	(定義) 第 2 条 【略】 (1) 及び(2) (3) <u>第 2 条第 9 項</u> (4) <u>第 2 条第 1 0 項</u> (5) <u>第 2 条第 1 3 項</u> (6) <u>第 2 条第 1 5 項</u> (7) <u>特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (8) <u>利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用に係る事務) 第 4 条 2 3 <u>特定個人番号利用事務</u> <u>利用特定個人情報</u> <u>当該利用特定個人情報</u> 4 別表第 1 (第 4 条関係) <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>市長</td><td>御殿場市身体障害者等住宅改造費助成事業実施要綱</td></tr></table>	機関	事務	市長	御殿場市身体障害者等住宅改造費助成事業実施要綱
機関	事務								
市長	御殿場市身体障害者及び高齢者住宅改造費助成事業実施要綱 (平成 1 1 年御殿								
機関	事務								
市長	御殿場市身体障害者等住宅改造費助成事業実施要綱								

		場市告示第 2 1 9 号) に関する事務		
		御殿場市在宅生活安心システム推進事業実施要綱 (昭和 6 3 年御殿場市告示第 8 2 号) に関する事務		御殿場市在宅生活安心システム事業実施要綱
		【略】		
		【略】		
		御殿場市精神障害者医療費助成規則 (昭和 5 2 年御殿場市規則第 2 号) に関する事務		御殿場市精神障害者医療費助成規則 (昭和 5 2 年御殿場市規則第 2 号) に関する事務
		御殿場市小規模通所授産施設利用者負担助成要綱 (平成 1 9 年御殿場市告示第 7 7 号) に関する事務		
		【略】		御殿場市ひとり親家庭等医療費助成要綱
		御殿場市母子家庭等医療費助成要綱 (昭和 5 6 年御殿場市告示第 9 4 号) に関する事務		
		【略】		
		【略】		
		御殿場市在宅の高齢者及び障害者食事サービス事業実施要綱 (平成 6 年御殿場市告示第 7 0 号) に関する事務		御殿場市在宅の高齢者及び障害者等食事サービス事業実施要綱
		【略】		
		御殿場市不妊治療費用助成金支給要綱 (平成 2 6 年御殿場市告示第 2 1 6 号) に関する事務		御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金支給要綱 (平成 3 0 年御殿場市告示第 7 号)
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和 2 9 年 5 月 8 日 社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知) に基づく外国人の保護に関する事務		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和 2 9 年 5 月 8 日 社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知) に基づく外国人の保護に関する事務
				住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
教育委員会	【略】		教育委員会	
	【略】			
	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令 (昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号) 第 2 2 条の 3 の表に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務			小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令 (昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号) 第 2 2 条の 3 の表に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務
				住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	御殿場市身体障害者及び高齢者住宅改造費助成事業実施要綱に関する事務のうち身体障害者に係る事務	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額及びその算定の基礎となる事項並びに地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「地方税関係情報」という。） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳並びに御殿場市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年御殿場市規則第4号）第3条第1項に規定する障害福祉サービス受給者証に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）
	御殿場市身体障害者及び高齢者住宅改造費助成事業実施要綱に関する事務のうち高齢者に係る事務	地方税関係情報
	御殿場市在宅生活安心システム推進事業実施要綱に関する事務	障害者関係情報
	【略】	【略】
	【略】	【略】
	御殿場市精神障害者医	医療保険給付関係情報

別表第2（第4条関係）

機関	事務	利用特定個人情報
市長	御殿場市身体障害者等住宅改造費助成事業実施要綱に関する事務のうち身体障害者に係る事務	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額及びその算定の基礎となる事項並びに地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「地方税関係情報」という。） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳並びに御殿場市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年御殿場市規則第4号）第3条第1項に規定する障害福祉サービス受給者証に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）
	御殿場市在宅生活安心システム推進事業実施要綱に関する事務	障害者関係情報
	【略】	【略】
	【略】	【略】
	御殿場市精神障害者医	医療保険給付関係情報

療費助成規則に関する事務	御殿場市重度障害者（児）医療費助成要綱の規定による医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者（児）医療費助成関係情報」という。）
御殿場市小規模通所授産施設利用者負担助成要綱に関する事務	地方税関係情報 障害者関係情報
【略】	【略】
御殿場市母子家庭等医療費助成要綱に関する事務	【略】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】 【略】
【略】	【略】

【略】	【略】
御殿場市在宅の高齢者及び障害者食事サービス事業実施要綱に関する事務のうち障害者に係る事務	地方税関係情報 障害者関係情報
御殿場市在宅の高齢者及び障害者食事サービス事業実施要綱に関する事務のうち高齢者に係る事務	地方税関係情報
御殿場市肺炎球菌予防接種実施要綱に関する	地方税関係情報 生活保護関係情報

療費助成規則に関する事務	御殿場市重度障害者（児）医療費助成要綱の規定による医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者（児）医療費助成関係情報」という。）
御殿場市ひとり家庭等医療費助成要綱	

御殿場市在宅の高齢者及び障害者等食事サービス事業実施要綱に関する事務のうち障害者に係る事務	障害者関係情報
御殿場市肺炎球菌予防接種実施要綱に関する	地方税関係情報 生活保護関係情報

		【略】			
	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第２２条の３の表に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務	地方税関係情報		小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第２２条の３の表に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務	地方税関係情報
				住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務	地方税関係情報
			附 則 <u>この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> (1) <u>第２条第３号から第６号までの改正規定</u> 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。 (2) <u>別表第２市長の部生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく外国人の保護に関する事務の項の改正規定</u> 令和６年１０月１日		

議案第 4 0 号関係資料

御殿場市国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(罰則) 第 1 0 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者を 1 0 万円以下の過料に処する。	(罰則) 第 1 0 条 <u>第 5 項</u> <u>又は</u> <u>虚偽の届出をした</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u>

議案第 4 1 号関係資料

御殿場市立図書館条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧

(名称及び位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
【略】	御殿場市萩原 5 8 0 番地の 2

2 及び 3 【略】

別表（第 8 条、第 1 0 条関係）

利用の承認を必要とする施設及び利用料金上限額

時間区分	午前	午後	夜間	全日
施設区分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から午 後 9 時まで
御殿場市立図書館 会議室	700円	1, 000円	1, 500円	3, 000円
御殿場市立図書館 和室	400円	500円	800円	1, 600円

備考 【略】

新

(名称及び位置)

第 3 条 とし、付属施設として、郷土資料展示室を置く。

名称	位置
	御殿場市萩原 9 5 7 番地の 1

2 及び 3

別表（第 8 条、第 1 0 条関係）

【略】

【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
御殿場市立図書館 多目的会議室 1	700円	1, 000円	1, 500円	3, 000円
御殿場市立図書館 多目的会議室 2	700円	1, 000円	1, 500円	3, 000円
御殿場市立図書館 多目的会議室 3	700円	1, 000円	1, 500円	3, 000円
御殿場市立図書館 グループ学習室 1	300円	400円	600円	1, 000円
御殿場市立図書館 グループ学習室 2	300円	400円	600円	1, 000円

備考

附 則
(施行期日)

	<u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(準備行為)</u> <u>2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u>
--	---

